1	都	市	計	画	291
2	交	通	計	画	302
3	建	築	指	導	304
4	公	園	緑	地	305
5	都	市	開	発	307
6	熊本	駅周辺	地域整	Ě 備	309
7	下水	〈道	• 河	Ш	310
8	契			約	317
9	公共	用地耳	取得事	業	318
10	市	営	住	宅	320
11	道			路	324
12	土オ	こセ	ンタ		326





1都市計画

都市計画区域

大正8年4月、都市計画法が公布され、翌9年1月より施行された同施行令の規定に基づき、大正12年7月当時の市域 3,071haの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和33年には、14,524haが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和43年6月新都市計画法が施行されたことにより、46年5月18日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する1市9町の熊本都市計画区域が指定された。

熊本都市計画区域はその後、飽託四町合併や富合町の指定替えにより、現在、熊本市(河内町を除く)、西合志町、合志町、菊陽町、益城町、嘉島町の行政区域で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中核をなしている。

また、熊本市の一部が、植木都市計画区域に指定されている。

戦前の都市計画

本市においては、大正12年7月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和 3年

都市計画道路の決定

30路線 延長64,000m

昭和 4年

用途地域決定

2, 800. 5ha 1, 730. 2ha

工業地城 566.2ha

商業地域

うち住居地域

風致地区の決定

395.7ha

未指定

108.4ha

昭和 5年

1,070.59ha

本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の7カ所

さらに、昭和6年、組合による区画整理が施行され、今日の区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、当初産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生面、都市実の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和21年用途地域、都市計画道路を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地 区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後防火・準防火地域や下水道、ごみ焼却場、汚水 処理場等の衛生・清掃施設が決定された。また、経済が向上し、道路事情が良くなるに伴い、住宅建設の気運が高 まり郊外へ向け市街地の拡大現象が現れてきた。そのため、都市計画による区画整理が施行されており、さらに新 しい都市計画法により、昭和46年には、無秩序な市街地の拡大を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の 決定がなされた。

近年の都市計画

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ昭和56年4月2日に市街化区域及び市街化調整区域の第1回目の見直しが行われるとともに、昭和58年4月30日には、流通業務団地予定地(約53ha)が市街化区域に編入され、平成3年2月1日の飽託四町との合併等を経て、さらに平成11年3月31日に第3回目の市街化区域、市街化調整区域の見直しが行われた。平成15年4月9日には、熊本港地区(約53ha)が市街化区域に編入され、現在熊本都市計画区域面積は40、445haで、うち市街化区域11、706ha、市街化調整区域28、739haである。熊本市はこの区域全体の57.2%(23、138ha)、市街化区域の86.2%(10、095ha)、市街化調整区域の45.4%(13、043ha)を占めている。

市街化区域については、平成4年の都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴って、住環境の保護、市街地形態の多様化に対応するため、用途地域の変更を平成8年6月に実施している。

土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和61年4月熊本駅前北地区、平成8年8月手取本町地区、平成10年8月上通A地区に高度利用地区を決定し、また地区の特性にふさわしいまちづくりのために、平成2年に岩倉台ニュータウン地区、兎谷地区、平成5年に城山小学校西地区、大平地区、平成11年に白藤地区に地区計画を決定している。

市街化調整区域については、農林漁業との健全な調和を図り合理的な土地利用を図っている。

(1) 用途地域

ア 熊本都市計画用途地域 (別添折込図)

用途地域の規模

(平16.3.31現在)

	熊;	本	都	īfī	計画	ń	ī	城	市域/	容積率	建ペ	後退	高さの
区分		ф ha	構成」	比 %	全都市圈 面積対比 %	面 積 ha	構成比 %	全市域 面積対比 %	熊本都市圏		い 率	距離	
第一種低層 住居専用地域	1,32	4	11.3	3	3. 3	947	9.4	3. 5	71.5	60 80	30 40	1.0	10
第二種低層 住居専用地域	7	7	0.1	7	0.2	48	0.5	0.2	62.3	80 100	40 50	1.0	10 10
第一種中高層 住居専用地域	3, 10	7	26.	5	7.7	2, 489	24.7	9.3	80.1	100 150	40 60		-
第二種中高層 住居専用地域	2,61	0	22. 3	3	6.5	2,467	24.4	9. 2	94.6	100 150 200	50 60 60		
第 一 種 住居地城	1, 25	1	10.7	7	3.1	1,049	10.4	3. 9	83. 9	200	60	_	_
第 二 種 住居地域	61	4	5. 2	2	1.5	587	5.8	2.2	95. 6	200	60	_	
準住居地域	26	8	2.3	3	0.7	217	2.1	0.8	81.0	200	60	_	_
近隣商業地域	52	1	4. 5	5	1.3	504	5.0	1.9	96. 7	200 300	80		_
商業地域	36	5	3. 1		0.9	365	3.6	1.4	100	400 500 600	80	_	_
準工業地域	1,12	5	9.6	5	2.8	1,108	11.0	4. 2	98. 5	200	60	<u> </u>	† –
工業地域	44	3	3.8	3	1.1	314	3.1	1.2	70. 7	200	60	<u> </u>	† - -
at	11,70	5	100		28. 9	10,095	100	37.8	86.2				T

イ 植木都市計画用途地域

用途地域の規模

(平16.3.31現在)

	植木	都市	5 計画	īfī		城	市域/	容積率	建ペ	後 退	高さの
区分	面 積 h	構成比	全都市圏 面積対比 %	面 積 ha	構成比 %	全市域 面積対比 %	熊本都市圏		い ※	距離	限度
第一種低層 住居専用地域	45	16.6	0.7	0	0	0	0	80 100	40 50	1.0	10 10
第一種中高層 住居専用地域	68	25.1	1.0	7.9	56	0.03	11.6	150	60	_	_
第二種中高層 住居専用地域	1	0.4	0	0	0	0	0	200	60		
第 一 種 住居地域	34	12.5	0.5	6. 2	44	0.02	18.2	200	60		_
第 二 種 住居地域	13	4.8	0.2	0	0	0	0	200	60		_
準住居地域	4	1.5	0.1	0	0	0	0	200	60	_	-
近隣商業地域	12	4.4	0.2	0	0	0	0	300	80		-
商業地域	10	3.7	0.1	0	0	0	0	400	80	_	_
準工業地域	41	15.1	0.6	0	0	0	0	200	60	_	
工業地域	43	15.9	0.6	0	0	0	0	200	60		
ä l	271	100	4.0	14.1	100	0.05	5. 2				

(平16.3.31現在)

10/02/17/17/02					(10:0:01-94)11.7
種類	面 積 (ha)		率の最高限度 低 限 度	建築物の建べい率 の 最 高 限 度	建築物の建築面積の最低限度 (㎡)
		最高限度	最低限度	- R	
熊本駅前北地区	約0.5	60/10	20/10	8/10	200
手取本町地区	約1.0	70/10	30/10	7/10	200
上通A地区	約1.1	70/10 50/10	30/10 20/10	7/10	200
合 計	約2.6	_	-		

(3) 風致地区

(平16.3.31現在)

名	称	面 積 (ha)	位	iX.
花區	岡山・万日山	77	横手1・2・3丁目、春日4・5・6丁目、池	1上町、戸坂町
八	景 水 谷	10	八景水谷1丁目	
立	⊞ Ш	345	清水町大字兎谷、兎谷2・3丁目、龍田3 清水万石1・2・4・5丁目、室園町、黒髪	
水	前 寺	10	水前寺公園	
江	津 湖	238	出水1・2丁目、江津1丁目、健軍4・5丁 神水本町、広木町、水源1丁目、画図町	
本	妙 寺 山	551	島崎5・6・7丁目、花園4・6・7丁目、谷	序尾崎町 他
千	金 甲	約 367	谷尾崎町、池上町、松尾町上松尾、上高	5橋町、小島下町
	計	約1,598		

(4)駐車場整備地区

(平15.4.1現在)

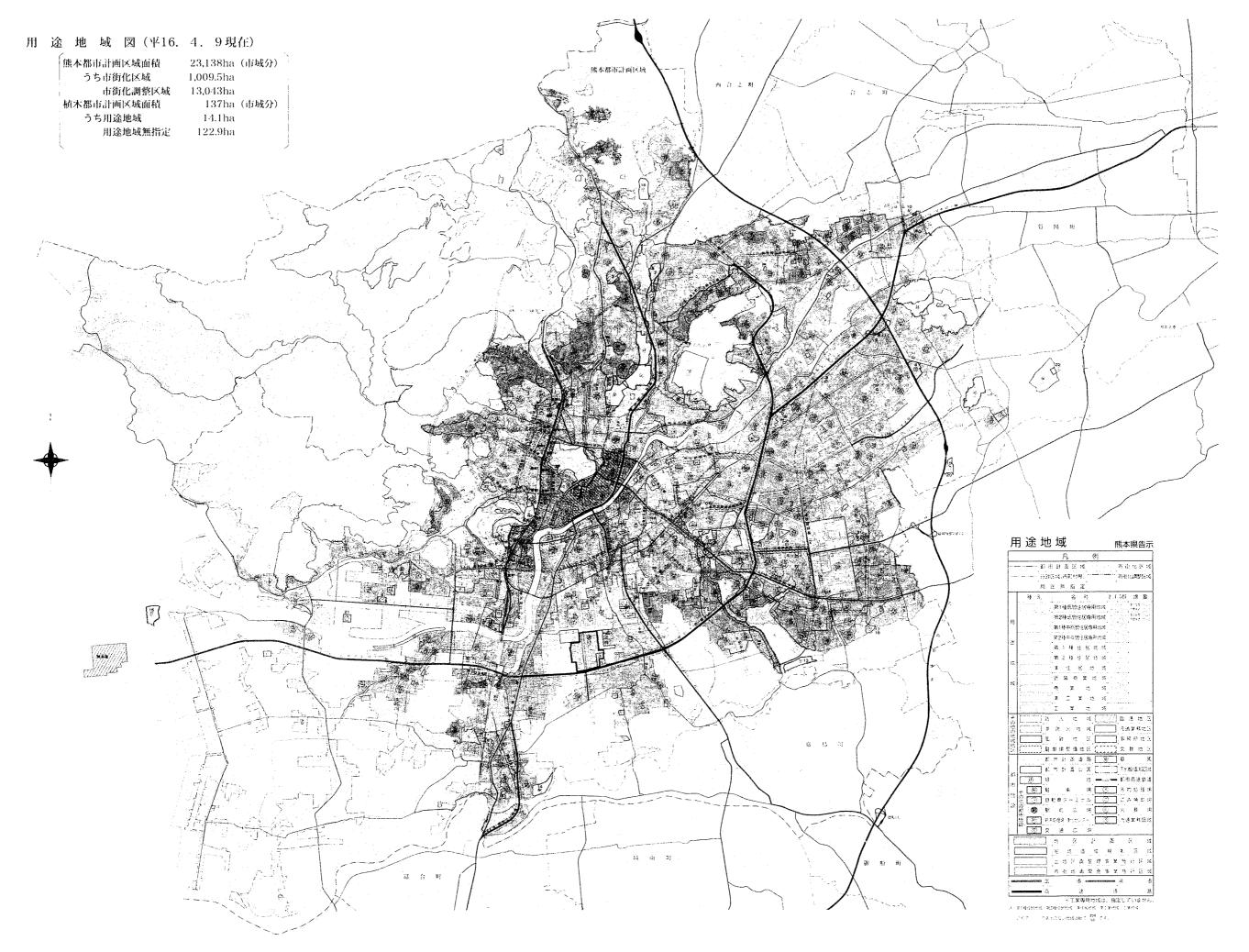
位 置	面 積 (ha)	指 定 年 月 日
市中心街	約143.9	昭和45年4月10日

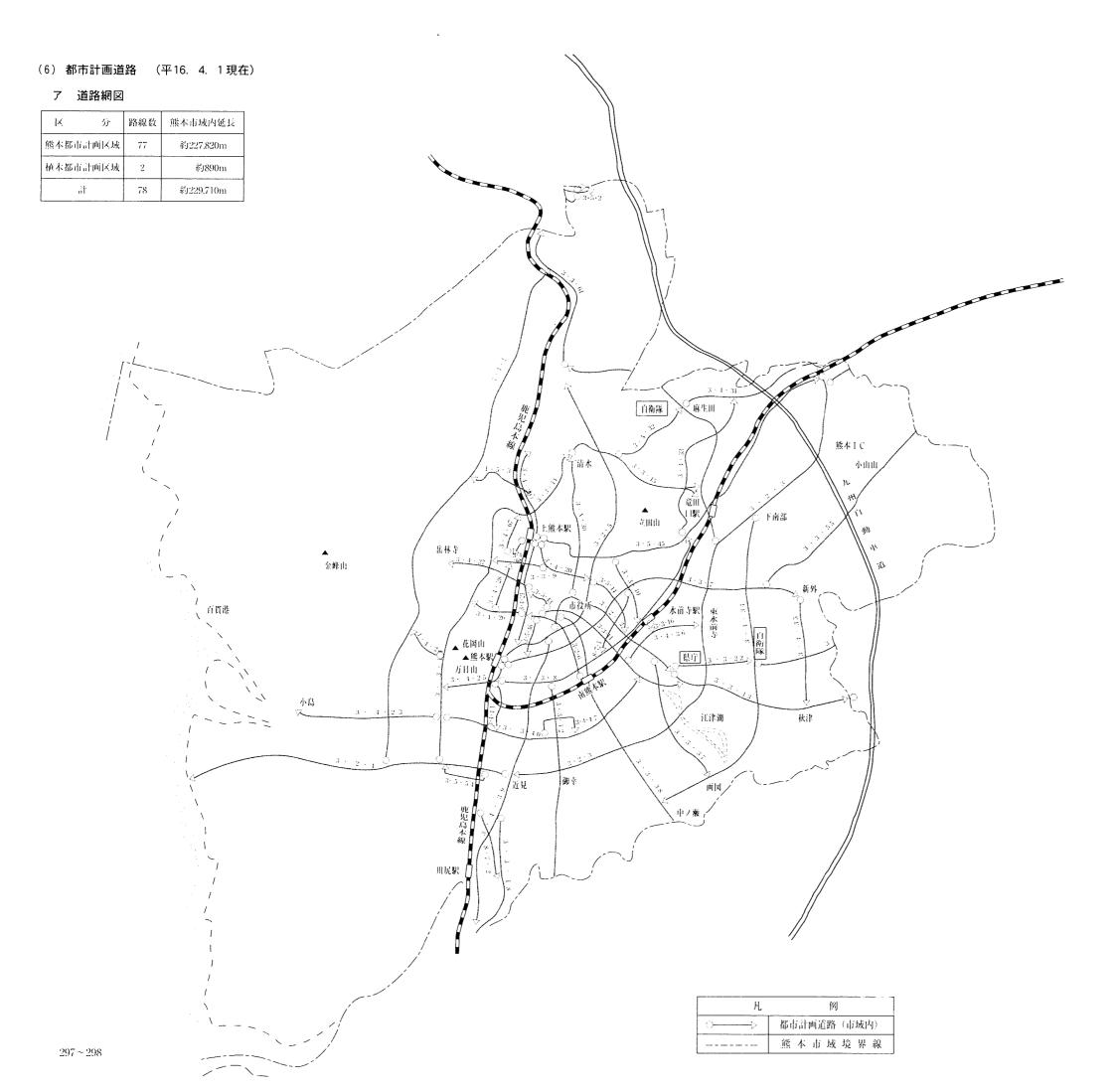
(5) 防火地域及び準防火地域

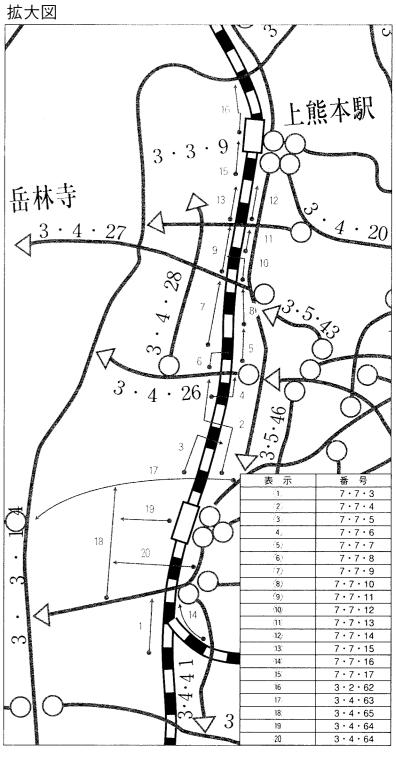
(平15.4.1現在)

地		域		名	道	貴 (ha)
防	火		地	域	約 118.)
 準	防	火	地	域	約1,488.)









イ 都市計画道路一覧(市域内) 熊本都市計画区域

(平16.4.1現在)

区分	規模	一 連 番 号	都市計画道路名	上なる 幅	上 な る 車線の数	計画決定 延長 (m)	整備済延長 (m)
1	4	1	熊本西環状線	21	4	12, 450	
<u> </u>	- 1 - 5	3	池上インター線 花園インター (自専道) 線	37	$-\frac{4}{2}$	990 770	
3	1	1	新南部四方寄線	40	4	6,690	4, 20
3	2		新市街水前寺線	36	' 	4, 420	4, 42
3	2	3	弓削近見線	36		15, 480	15, 48
3	2	4	近見神新線	36	6	8, 530	8, 53
3	2	5	熊本駅北部線	30		9, 230	8, 46
3	2	- 6	南熊本駅新町線	30	4	2,010	1,60
3	3	7 8	熊本駅新外線 	22	4	8, 650 6, 970	7. 26 4. 12
3	3	9	池田町花園線	22	1	1,500	7.12
3	3	10	子飼新大江線	22		1, 870	1,65
3	3	11	船場神水線	25	4	4,670	1,50
3	3	12	本荘犬渕線	25		5, 050	3, 14
3	3	13	水前寺秋津線	22		4, 950	4, 95
3	3	14	野口清水線	25	4	11,790	3, 28
3	3	15 16	清水竜田線 水前寺駅西水前寺線	25 22		2,670	
3	3	17	東町空港線	22		2, 210	2, 21
3	3	18	南高江川尻線	25	4	3, 110	3, 11
3	ı	19	弓削原水線	40		490	19
3	4	20	上熊本藤崎宮線	20		1,930	1,93
3	4	21	上原本組工町線	19	2	3,030	2, 45
3	3	22	砂取健軍線	22		2, 190	2, 19
3 3	4	23 25	新上河原小島線 熊本駅城山線	20 16	2	3, 910 2, 060	3, 25 1, 14
3	4	26	新町戸坂線	16	2	1,720	1,14
3	4	27	段山島崎線	16	2	2, 220	74
3	4	28	戸坂花園線	16		1,460	
3	4	29	上熊本法成寺線	16	2	2, 280	58
3	4	30	手取本町清水線	16		3, 830	61
3	4	31	麻生田三里木線	16		3, 440 2, 340	3, 44
$-\frac{3}{3}$	4	32	清水町万石麻生田線 小硝清水楡木線	16 16		4, 490	36
3	4	34	下南部画图線 	16		8, 930	3, 08
3	4	35	新外秋津線	16		2,810	1, 35
3	4	36	出水町国府東水前寺線	16		2, 280	28
3	4	37	水前寺画図線	16	2	3, 600	2, 39
3	3	38	新市街御船インター線	25	4	6,140	4, 91
3	4	39	長六橋川尻線	18		7,600	7, 26
3	3 4	40	新上河原出水線 二本木連台寺線	25	2	5, 740 1, 350	1, 35
3	4	42	大窪山下線			100	10
3	5	43	桜町段山線	15	i	760	
3	5	44	南千反烟大江線	15		1,850	1, 85
3	5	45	上熊本弓削線	12		10,570	
3	5	46	船場本山線	12		920	60
3	4	47	平田田連線	16		1,760 820	1, 76
$-\frac{3}{3}$	5 3	54 55	刈草薄場線	12		6, 190	6, 19
3	3	61	四方寄鹿子木線	28	4	2. 480	0, 13
3	2	62	春日池上線 	30		1, 870	
3	4	63	田崎春日線	18	2	910	
3	4	64	熊本駅南線	18	2	290	
3	4	65	熊本駅四日線	18	2	90	
3	3	66	花園インター(一般道)線	21-25 16	4 2	1, 320 1, 160	
3	4 4	67	在園池亀銭 上熊本駅西口線	16	2	450	
7	7	3		6		430	
7	7	4	應児島本線側道2号線 	6		900	
7	7	5	進足島本線側道3号線	6		290	
7	7	6	鹿児島本線側道4号線	6		260	
7	7	7	鹿児島本線側道5号線	6		200	
7	7	8	鹿児島本線側道6号線	6		90	
7	7	9	鹿児島本線側道7号線	6		590 320	
- 7	7 1	10	鹿児島本線側道8号線 施田県未約400-861-89	<u>6</u>		530	
	7	11	鹿児島本線側道9号線 鹿児島本線側道10号線			350	
		13	- 現児局本線側追口号線 - 鹿児島本線側道口号線	6		200	
	7	14	鹿児島本線側道12号線	6		360	
7	7	15	鹿児島本線側道13号線	6		350	
	7	16	豊肥本線側道1号線	6		250	
7 .		17	鹿児島本線側道14号線		I	100	
7	7			1 1 1 2 2 2			
7	7	18	鹿児島本線側道15号線	6		180	
7			鹿児島本線側道15号線 近尾敷長潜線 南高江元三線	6		1,550 1,880	1, 28

植木都市計画区域

(平16.4.1現在)

区分	規模	一連 番号	道	路	名	称	1	主なる 幅 員 (m)	主 な る 車線の数	計画決定 延長(m)	整 備 改 良 済延長(m)
3	4	4		東	哲線			16	2	320	0
3	5	2		南環	状線			14	2	570	0
	計			2₽	烙線					890	0

ウ 都市計画及び道路整備の規模別分類

(平16.4.1現在)

			*************							. ,	11 1-70112
		ŧ	8市計画決	定延長(m)			道路整備済	延長(m)		
	区 分 規模別	市街化 区 域 (用途指 定区域)	市街化調整区域 (用途無 指定区域)	計画決定 延 長	比率(%)	市街化区域 (用途指 定区域)	進捗率 (%)	市街化調整区域 (用途無 指定区域)	進捗率 (%)	整備済延長	進捗率 (%)
	3 • 1	6,310	870	7,180	3.1	3,960	62.8	730	83.9	4,690	65.3
熊	3 • 2	31,670	9,870	41,540	18.2	29,080	91.8	9,410	95.3	38, 490	92.7
本恕	3 • 3	61,380	16,300	77,680	33.9	39, 590	64.5	8, 415	51.6	48,005	61.8
帯	1 • 4, 3 • 4	55, 960	21,520	77,480	33.8	29, 810	53.3	3, 240	15.1	33, 050	42.7
計	1 • 5. 3 • 5	14,700	990	15,690	6.9	3,050	54.3	220	22.2	3, 270	20.8
熊本都市計画区域	7 • 7	5,700	0	5,700	2.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
域	8 • 7	3, 430	0	3, 430	1.5	3, 160	92.1	0	0.0	3, 160	92.1
	小計	179, 150	49, 550	228,700	100.0	108,650	60.0	22,015	44.4	130,665	57.1
植計	3 • 4	320	0	320	36.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
木画 都区	3 · 5	570	0	570	64.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
市域	小 計	890	0	890	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
í	合 計	180,040	49,550	229,590		108, 650	60.6	22,015	44.4	130,665	57.1

※整備済延長:計画幅員により供用開始されている区間延長

(7) 駅前広場

(平16.4.1現在)

	広	場	名	面 積 (m)		摘	要
熊	本期	尺前 広 5	易(東口)	14, 200	都市計画道路3·	3・ 7号	熊本駅新外線
南	熊	本 駅	前広場	3, 850	<i>"</i> 3 ·	2 • 6 "	南熊本駅新町線
水	前	寺	"	2, 100	<i>"</i> 3 ·	3 • 16 "	水前寺駅西水前寺線
上	熊	本(東口) "	2,800	<i>"</i> 3 ·	4 - 21 "	上熊本細工町線
Ŀ	熊	本(西口) "	2, 400	<i>"</i> 3 •	3 - 68 "	上熊本駅西口線
近	見	(仮)	"	4,600	<i>"</i> 3 •	5 • 54 "	刈草薄場線
弓	削	(仮)	"	2, 200	<i>"</i> 3 ·	5 · 58 "	武蔵ケ丘東中央線
熊	本駅	尺前 広 坛	易(西口)	5, 700	<i>"</i> 3 ·	4 · 65 "	熊本駅西口線

(8) 景観整備

ア 都市景観

美しく活力ある森の都くまもとにふさわしい都市景観を創造するために、本市では平成元年10月に都市景観 条例を制定し、平成3年4月に、大規模建築物等の届出を開始した。

この制度は熊本城や水前寺・江津湖の周辺地域においては、これらを活かし熊本らしさを際立たせるような、また、その他の地域においてはそれぞれの地域の特色を活かした都市景観の形成を目指している。

大規模建築物等届出件数

(平成15年度)

種	類	建築物	土地区画	広告物	工作物	土	石	計
件	数	128	61	60	27	0		276

また、平成9年9月から、市域の幹線道路の良好な沿道景観形成を図るため、16路線を特定施設届出地区に指定し、沿道サービス施設等について、地域景観への配慮による調和のとれたまちなみ形成への誘導を行っている。 平成15年度届出件数 59件

イ 屋外広告物

平成8年4月の中核市移行に伴い屋外広告物法に関する事務を県から引き継いだ。

この事務は都市景観の大きな要素である屋外広告物を規制・誘導し、歴史と自然を活かした良好な景観形成と快適な環境の維持を目的としている。

事務内容としては、屋外広告物の許可、違法なはり紙・はり札・立看板等の除却、違法ポスターの減少を目的としたコミュニティボード設置事業を行っている。

屋外広告物許可件数

(平成 15 年度)

種	類	許	可	更新許可	電柱等	āt
件	数	14	19	159	12	320

除却件数

(平成15年度)

種	類	は	り	紙	は	り	札	立看板	その他	ät
件	数	8	6, 29	8	7	7, 597		7, 464	115	101, 474

(9) 開発指導

都市の秩序ある発展を図るために、都市計画区域においては、開発行為の指導を行っている。なお、開発許可事務は、平成4年4月1日県知事から市長に委任されていたが、平成8年4月1日中核市移行に伴い市長の事務となった。

開発許可件数

				,	·	
区分	年度	11	12	13	14	15
東区	件 数	104	85	87	57	80
市街地	面積 (mi)	251, 048	200, 361	196, 117	130, 087	235, 416
市調	件数	67	61	62	70	68
街区域	面積 (mi)	55, 572	257, 990	109, 924	70, 403	80, 925
21	件数	171	146	149	127	148
āt	面積 (m²)	306,620	458, 351	306, 041	200, 490	316, 341

※未線引区域を含む

市民の安全な生活環境の整備を図るために、宅地造成等規制区域においては、宅地造成の指導を行っている。 なお、宅地造成に関する工事の許可事務は、平成4年4月1日県知事から市長に委任されていたが、平成8年 4月1日中核市移行に伴い市長の事務となった。

宅地造成等規制法による許可件数

年 度 区 分	11	12	13	14	15
許可件数	24	21	17	10	11

2 交 通 計 画

(1) 現 状

本市における四輪自動車の保有台数は、平成元年度から平成14年度までの13年間で約25万台から約38万2千台へと約1.5倍に増加している。

このような状況の中、本市における渋滞ポイントは、中心市街地の交差点のみならず、郊外の交差点に広がっており、中心市街地の飽和状態に加えて、交通混雑箇所の外延化が顕著になってきている。さらには、近年の道路交通需要の増加により、渋滞ポイントは増加傾向にあり、ますます深刻化している状況にある。

平成9年度に実施した第3回パーソントリップ調査の利用手段別構成は、自動車利用が前回の43.2%から59.3%へと大幅に増加している半面、徒歩、二輪車、バス・市電の割合が減少している状況にある。その中で、公共交通機関の利用状況を見ると、鉄軌道系はその定時性が見直されるとともに、新駅設置や運行本数の増加などにより増加傾向にあるものの、バスは交通混雑に巻き込まれ依然として減少傾向にある。

(2)総合交通体系整備の考え方

- ①熊本市総合計画
- ・幹線道路などをはじめとする道路網の整備
- ・市電、バスなどの公共交通の機能強化や自転車利用の促進
- ・県内各地や県外とをつなぐ広域交通網の整備
- ②熊本都市圏総合交通体系のマスタープラン
- 公共交通都市軸の形成
- ・既存公共交通機関の機能強化
- ・新たな基幹公共交通ネットワークの整備
- ・乗り換え抵抗の少ないネットワークの形成
- ・日常生活を支えるバス網の整備
- ・2環状11放射道路網の整備
- ・良好な住環境を形成する都市内道路網の整備
- ・安全快適な自転車ネットワーク等の整備

(3)本市における交通需要マネージメントの施策展開

- ①駐車場案内システムの導入(平成5年度)
- ・市中心部の約176haが対象区域(22駐車場、5,255台)
- ②バス活性化システム整備事業の実施
- ・交通センターの行き先別乗り場再編及びサインシステム整備 (平成6年度)
- ・バスの方向幕・系統幕を統一(平成7年度)
- ・バス・電車共通のプリペイドカードシステムの導入(平成9~11年度)
- ③バス優先システムの導入(平成7年度)
- ・ 主要地方道熊本高森線(市電通り) 4.3 kmに導入
- ④パークアンドライドシステムの試行
- ・市電とバスを利用し、4ルートで実施(平成8~9年度)
- ・JR豊肥本線を利用し実施(平成12年度)
- ⑤超低床電車の導入(平成9年度)
- · 1編成2両(平成9年度)、2編成4両(平成10年度)、2編成4両(平成12年度)
- ⑥JR豊肥本線の電化事業(平成 9~ 1 1 年度)
- ・熊本駅〜肥後大津駅間22.6kmの電化(運行本数の増加とスピードアップ)
- ・平成駅行き違い施設の整備
- ⑦共同集配システムの実施(平成11年度)
- ・下通り、上通り、新市街など60haが対象区域で、熊本地区共同輸送株式会社が設立された。

⑧オムニバスタウン計画事業 (平成12~16年度)

- ・都心部内循環バス路線の新設(平成13年11月23日運行開始、料金:大人100円、子供50円)
- バスロケーションシステムの導入
- ノンステップバスの導入
- ・道路整備の促進及び交差点改良
- ・バスベイの整備
- ・バス専用レーンのカラー舗装化
- ・公共車両優先システム、車両運行管理システムの導入

(4) 辛島公園地下駐車場

都心部においては、駐車需給バランスのくずれによる交通混雑並びに駐車場不足に伴う商業、業務の低下を 招いている。そこで道路本来の機能回復と商業の活性化を図ることを目的に、都心部に地下駐車場を建設した ものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所 在 抴 辛島町1番地下1号

敷地面積

10, 300 m²

延 面

22,775m²

構

積

Τ.

造 鉄筋コンクリート造地下2階4層

平成元年3月~平成4年11月

供用開始

期

平成5年2月1日

収容台数

自動車625台 二輪車400台 自転車500台

利 用 状 況

区分	Á	動車	二輪車	自 転 車
年度	台 数	駐車場使用料収入	台 数	台 数
11	455, 248	296, 750, 400	164, 285	134, 984
12	466, 293	303, 987, 700	161,340	147, 729
13	481, 206	323, 991, 700	160,092	165, 327
14	459, 104	303, 235, 400	161,833	155, 445
15	432, 730	278, 612, 300	161,911	127, 945

※二輪車、自転車は無料

駐車場公社

財団法人 熊本市駐車場公社 名 称

設立年月日

的

業

平成5年1月18日

E

事

熊本市における道路交通の円滑化及び都市機能の確保を図り、もって市民 の安全と福利の増進に寄与する

熊本市から委託された路外駐車場の管理

路外駐車場の設置及び管理

熊本市の駐車場施策に協力する事業

熊本市から委託された通路の管理

その他公社の目的を達成するために必要な事業

基本財産

50,000千円(市出損金)

駐車料金

K	分	SE.	1 (*1	①	
基本	料金	1時間以内				30011
超過	料金		30分までごとに			100[4]
夜 間	料金	午後日時から	翌日午前7時ま	で		1,000[1]
全日定期	駐車料金	1月				25. 00014
平日定期!	駐車料金	1月				13, 000[1]
		100円券	日枚			1,00011
回数點	車 券	プリペイド	3.300円券			3, 000[4]
		"	5.500円券			5,000[1]

3 建築指導

(1)建築確認・検査等の申請状況

年度	種別	11	12	13	14	15
許	一般確認申請 道路指定申請 許 可 申 請	3,455 件 28 101	3,092 件 52 133	3, 223 件 47 141	2,909 件 53	2494 件 51
現場検査	住宅公庫竣工検査 "改良検査 一般建築竣工検査 昇降機竣工検査	1, 706 39 2, 229	1, 181 28 2, 742 207	818 8 2, 219	392 19 2, 084	326 6 1959 170
特申 殊請	計 画 通 知工作物申請	99	81 295	110 156	95 83	113 264

(2)建築指導パトロール等

ア 建築パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に、定期的に実施している。

イ 建築物防災査察

雑居ビルや大型店舗等の査察を防災週間中及び年末に消防局等と合同で実施している。

ウ 一斉公開パトロール

違反建築防止週間(10月中旬)の1日間を公開による一斉パトロールの日と定めて、市内全域に わたって違反建築物の摘発、指導をしている。

15年度においては、共同住宅等9件を立入調査し工事施工の適正指導を行った。

(3) 違反建築物取扱件数

(平成15年度)

違 反 事 項	違反該当法令	違反件数
確認申請手続	法第6条	28
法22条区域内の屋根及び外壁	法第22条又は第23条	0
避難施設等内装制限	法第35条	0
内装制限	法第35条の2	0
耐火構造等	法第27条又は第36条	0
構造耐力	法第20条又は第36条	1 0
敷地と道路の関係	法第43条	3
道路内建築制限	法第44条	1
私道の廃止又は変更の制限	法第45条	0
用途地域内の建築制限	法第48条	T 1
容積率制限	法第52条	0
建ぺい率制限	法第53条	0
一種住専における外壁の後退距離	法第54条	- 0
一種住専における絶対高さ制限	法第55条	0
道路斜線制限	法第56条第1項第1号	0
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号	0
北側斜線制限	法第56条第1項第3号	0
日影による高さ制限	法第56条の2	0
高度地区の高さ制限	法第58条	0
防火・準防火地域内の構造	法第61条又は第62条	: 1
その他		0
計		34

(4) ぱちんこ店の建築に関する指導要綱

この要綱は、ぱちんこ店の建築に関する必要な事項を定めることにより、建築紛争の予防と調整を図り、もって近隣住民等の生活環境の保全に資することを目的とし制定したもので、昭和63年4月20日より施行している。 平成14年度は2件の指導をした。

(5) 中高層建築物の建築に関する指導要綱

この要綱は、中高層建築物の建築に伴う紛争防止のため、建築主に対し、近隣住民への建築計画の説明を義務付けるなど、建築主と近隣住民との「相互理解」を目的として制定したもので、昭和63年10月15日より施行している。

平成14年度は85件を指導した。

(6) 熊本市やさしいまちづくり建築物整備促進事業補助金交付要綱

この要綱は、高齢者や障害者が円滑に利用できる、建築物の整備促進を図るため、平成7年10月1日から同 要綱を施行している。

平成14年度は3件の補助を行った。

(7) 建築協定

本市では、住宅地としての良好な住環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の推進に 努めている。現在、本市における協定の延べ件数は28件となっている。

4 公園緑地

清れつな地下水や豊かな緑など本市の恵まれた自然環境は、都市に潤いを与えるとともに、市民生活の良好な環境の形成に大きな役割を果たしている。この豊かな自然を、後世に偉大な資産として継承することは、私たちの"つとめ"であり、本市では熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺江津湖、白川、坪井川などの親水空間を都市づくりの中核として良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間とするために公園としての整備を進め、また、都市部などの市街地では、まちの活性化の拠点として、周辺市街地では日常的な余暇活動の拠点として公園の整備を推進している。

平成14年度末での本市の都市公園等の整備状況は、757カ所557.10 h a で、「歩いていける公園の整備率」は43.5%の水準となっている。このほか、民有地等を借地した87カ所、7.98 h a の「まちの広場等」を供用している。

本市では、今後さらに安全で快適な都市基盤としての都市公園等の整備を図るため、

- ア 地域に密着した街区公園、近隣公園、地区公園の住区基幹公園の整備を積極的にすすめる。
- イ 自然や環境の保全を基調とし自然とのふれあいや景観を大切にした後援の整備をすすめる。
- ウ 中心市街地にオープンスペースを確保するため、河川敷公園、緑地の整備を促進する。

これを基本として、平成20年度末までに、まちづくり戦略計画では「歩いていける公園の整備率を45.6%」にすることを目標としている。

また、公園の老朽化にともない、公園施設の改善を実施し、地域の特性を活かした利用しやすい公園造りに取り組んでいる。

公園管理にあたっては、日常的な維持管理の充実を図るとともに、住民参加の公園愛護会の活性化を図り効率的な管理を行うなど、公園がいつでも安全に、快適に利用されるよう努めている。

	TE bu					City top 1				() 10.	4. 1-561.1.7
	ង	iti .	åt ,	画 决	定		計画決定し ないが供用	供	用しているも	(0)	
種 別	ती क्यां	决定		①供 用			いるもの	!	((1) +(2))		Litte : Ex.
נים אפר	箇所数	面積	箇所数	面 積	供用率	箇所数	面 積	箇所数	面積	1人当り の面積	備考
	(箇所)	(ha)	(箇所)	(m)	(%)	(箇所)	(m๋)	(箇所)	· (m)	(㎡/人)	
街区公園	175	41.57	175	424, 978	102	479	339, 878	654	794, 856	1.19	
近隣公園	27	45.80	24	350, 239	76	2	31,860	26	382, 099	0.57	
地区公園	5	23. 70	5	232, 066	98			5	232, 066	0.35	
総合公園	2	71.80	I	522, 800	73			1	522, 800	0.78	
運動公園	3	123.50	2	1,120,219	91	1	30, 054	3	1, 150, 273	1.72	熊本県立 総合運動 公園含む
特殊公園(風 致)	3	15.50	3	171,612	111	2	12,737	5	184, 349	0. 28	
特殊公園 (歴 史)	6	9.00	6	75, 484	84	3	79, 054	9	154, 538	0. 23	
広域公園	1	126.50	1	1, 169, 982	92			1	1, 169, 982	1. 75	総合体育 館、湖面 含む
緑 地	16	219.84	16	591, 905	27	34	210, 207	50	802,112	1.20	
墓 園	3	35.10	3	177, 979	51			3	177, 979	0. 27	
都市公園 合計	241	712.31	234	4, 837, 265	68	521	733, 790	757	5, 571, 055	8. 34	
まちの広場						87	79, 877	87	79,877	0.12	
その他						5	7, 609	5	7, 609	0.01	
合 計	241	712.31	236	4, 837, 265	68	613	821,276	849	5, 658, 541	8. 47	

- (注1) 人口(推計人口)は、平成15年4月1日現在の人口667,746人。 (注2)まちの広場は、五郎ケ池調整池広場を含む (注3)都市計画決定された供用面積には、都市計画決定されていない供用面積を一部含む。 (注4)街区公園の1人当たり面積には、1,000㎡以下(開発行為等)の公園も含む。

市民一人当たり都市公園等面積の推移

年度		11			12			13			14			15	
\ 区分		闹	人 业		偛	人业		面	人业		क्त	人业		面	人 火
種別	数	植	面積	数	楫	面積	数	積	面積	数	積	当 面 積	数	積	当 面 積
		ha	m		ha	m		ha	m		, ha	m		ha	m
利用中の 街区公園	593	73. 09	1.11	611	75. 25	1.14	620	75.66	1.14	610	77. 31	1.16	654	79.48	1.16
利用中の 全 公 園	689	539.94	8.18	712	548.13	8. 29	722	552.36	8. 32	743	555.99	8. 31	757	557.10	8. 34

5 都 市 開 発

(1)土地区画整理事業

せんくこうしょう

本市の土地区画整理事業は、戦前では昭和6年に組合施行による国府第一土地区画整理事業、翌7年に水前寺土地 区画整理事業、大江東部土地区画整理事業を施行し、戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理事業の着工を見た。

また、市施行の事業では、東部地区の東部第一土地区画整理事業、西部地区の西部第一土地区画整理事業が完成した。そのほか市内各所で、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ49地区(1,583.9ha)において、計画的な市街地が造成されている。

也仃仅	びた 							(·)/-	16.4.1 現在)
	地	施	法	施		減	公	施	総
	区	行	分	行	可 年	歩	共減	行	#
	P.Z.	13	. 7	ihi	: '1' : 月	<i>y</i>	歩	年	業
	名	者	類	fü	FI	*	率	度	費
			(条項)	(ha)	:	(%)	(%)	į	(千円)
阃	[文]	組合	3~2	29.1	6. 12. 21	41.6	32.8	6~18	3, 533, 000
陳	内	"	"	29.8	8. 4. 23	63.8	33.8	8~16	6, 898, 300
H	仲 間	"	"	6.5	11.9.14	42.6	25.4	11~17	1,121,200
山ノ社	坤二丁 日	個人	3~1	0.5	15. 3. 17	30.1	17.4	14~16	41,930
熊才	駅 西	iţi	3~3	18.1	13. 12. 10	19.8	19.8	13~28	24, 179, 000

完了地区名 〔国府第一、水前寺(組合)、大江東部、花岡山、戦災復興、健軍第二、秋津第一、国府第二、城東、東部第一、 江津第一、秋津第二、清水、江津湖団地、長溝団地、万石団地、榎団地、託麻団地、楠団地、富ケ丘、国府第三、 津ノ浦、武蔵ケ丘、鳥ケ江、戸島南台、出水第二、出水第一、佐土原、城山上代、八王寺、田井島、水前寺、 八分寺、南部第一、戸坂、八幡、御幸笙田、清水亀井、城山大塘、大石崎、田迎東、八分字中道、西部第一〕

(2) 今後の予定施行地区

計画的な宅地開発を適正に誘導・促進するため、特定保留地区等において、地元懇談会の開催など地権者へのPR、 啓発を行っている。

(3) 市街地再開発

本市の既成市街地においても、都市化の進行とともに人口の空洞化・交通問題・用途混在・建築物の老朽化などの環境悪化や機能更新の遅れなどが顕在化してきている。

このような都市問題を解決するため、道路・公園等の都市基盤施設と建築物との総合的な整備と生活環境などの改善 善を目指し各種事業手法による市街地の再開発を推進する。

ア 中心部の市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した土地利用の非効率な市街地において、細分化された宅地を統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて公園・緑地・広場・街路等の公共施設の整備とオープンスペースの確保を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境を創造しようとするものである。

市街地再開発事業の実施地区

地区	施行者	事業年度	地区面積 ha	敷地面積 ㎡	建築面積 ㎡	延床面積 ㎡	建物の規模構造
手取本町地区 (事業完了)	組合	平8~13	¥91. 0	約5, 700	約4,400	約48, 200	SRC+RC+S造 地上10階 地下 3階
上通A地区 (事業完了)	組合	平9~13	約1.1	¥ 99, 000	約6,800	約57, 100	SRC+RC+S造 地上14階 地下 2階

用 途	事業の経過
商業・公益・医療 ・業務施設等	平 8. 8. 8 高度利用地区の都市計画決定及び 事業の都市計画決定 平 9. 3. 7 組合設立(施行認可)公告 平11. 8.31 権利変換計画認可 平11.12. 1 施設建築物工事起工式 平14. 3.31 施設建築物工事竣工 平14.12. 4 組合解散認可
商業・ホテル・業務 ・美術館・財団施設 ・カルチャー等	平10. 9. 1 高度利用地区の都市計画決定及び 事業の都市計画決定 平11. 1.20 組合設立(施行認可)公告 平11. 9.29 権利変換計画認可 平12. 1.14 施設建築物工事起工式 平14. 3.31 施設建築物工事竣工 平14.11.5 組合解散認可

本市では、施行者に対し事業費の一部を補助し、土地の有効利用を促進している。今後、再開発事業への啓発、誘導に向けて取り組んでいく。

イ 上熊本駅周辺整備

上熊本地域は、「熊本市総合計画」の中で、重点的な市街地整備を図る「市街地核」の一つとして位置づけられている。その「市街地核」としてのまちづくりを推進していくため、整備新幹線、JR鹿児島本線高架化事業に併せ、鉄軌道の北西部の玄関口としての機能を生かした電車・バス等の公共交通機関の結節強化や周辺都市機能の整備・改善等により地域の活性化を促しながら、上熊本駅周辺地域に相応しいまちづくりを進めていく。

ウ 優良建築物等整備事業

この事業は、良好な街並み形成実現のため民間活力を活用し、土地の合理的利用、市街地環境の整備、市街地における良好な中高層住宅の供給等を総合的に促進することを目指す、都市計画法等の手続きを要しない任意の事業である。

優良建築物等整備事業の実施地区

地 区	施行者	事業年度	地区面積 (ha)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (m)	延床面積 (mi)	用 途
下適地区 (事業完了)	民間	平4~5	0.12	902	630	5, 467	商業施設・銀行
新町地区 (事業完了)	"	平10~11	0.06	579	333	2,337	共同住宅(26戸)

本市では、施行者に対し事業費の一部を補助し、土地の有効利用を促進している。

6 能本駅周辺地域整備

熊本駅周辺地域については、「熊本市総合計画」や「熊本市都市マスタープラン」等において、「出会いとふれあいの副都心」と位置付け、広域交通結節機能の向上、都心部と一体となった行政・交流ゾーンの形成などを目指し、官民一体となって都市基盤の整備を推進している。

(1) 九州新幹線整備事業

九州新幹線鹿児島ルートは、平成13年4月博多~新八代間のフル規格による工事実施計画が追加認可され、熊本市域においては現在、白川橋梁工事・熊本操作場機能移転工事・用地買収等を行っている。

事業主体

日本鉄道建設公団

事業期間

平成10年3月~平成25年

総事業費

約7,900億円(博多~新八代間 121.1km)

(2) JR 鹿児島本線等連続立体交差整備事業の促進

鹿児島本線等の連続立体交差事業については、鹿児島本線の白川操作場付近から北島踏切までの約6km区間と豊肥本線熊本駅から坪井川右岸の約1km区間の事業認可を受け、現在、平成17年度を目処に用地買収等を行っている。

事業主体

熊本県

事業区間

鹿児島本線熊本駅付近から北島踏切付近 約6 km

事業期間

平成13度~平成28年度

総事業費

約562億円

(3) 熊本駅西土地区画整理事業の推進

熊本駅西土地区画整理事業については、住民が安心して住み続けられる健康で安全で環境に配慮したまちをつくるとともに、県都の玄関口としての都市拠点の形成を目指しており、現在、減価補償等に伴う公共用地の先行買収等を実施している。

事業主体

熊本市

事業地区

熊本駅西側地区 18.1ha

事業期間

平成13年度~平成28年度

総事業費

約242億円

(4) 熊本駅周辺の都市計画道路、駅前広場の整備

熊本県事業

熊本駅北部線、熊本駅城山線、春日池上線、東口駅前広場

能本市事業

田崎春日線、熊本駅西口線、熊本駅南線、西口駅前広場

(5) 能本駅東A地区市街地再開発事業の支援

事業主体

組合施行(平成5年7月準備組合設立)

事業予定区域

熊本駅東地区 約1.4ha

7 下水道・河川

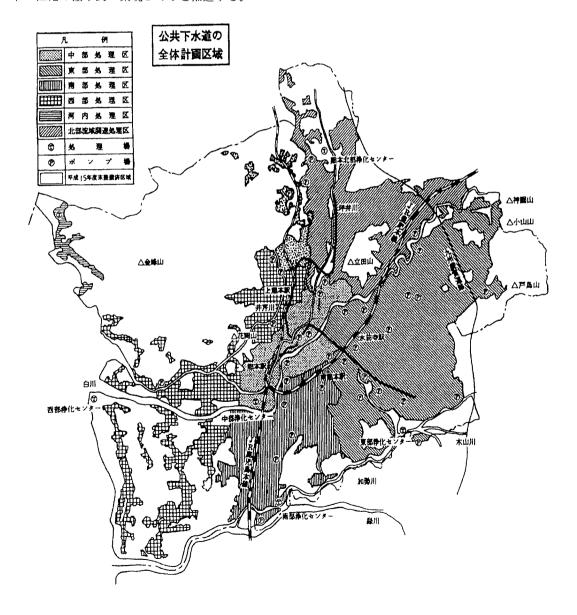
下 水 道

下水道は、健康で快適な生活を営むための生活環境施設として位置づけられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止し、自然環境並びに水質保全を図るためのきわめて公共性の高い施設であり、本市においても最重要施策のひとつとして整備促進に努めている。

本市における公共下水道は、市域面積26.677haのうち市街化区域を中心に周辺集落を含めた12,280haに基本計画を策定し、この計画区域を中部、東部、南部、西部、北部、河内の6処理区に分割し、当面の目標となる11,136haについて認可を取得し整備を進めている。

計画区域のうち中部、東部、南部、西部、北部についてはすでに処理開始しており、平成15年度末における下 水道普及率は81.4%である。

今後、老朽化する下水道施設の改造改築、合流式下水道の改善を図るとともに、全国的に注目されている下水 道資源としての処理水の有効利用を推し進めるなど、下水道の質的向上を目指し水循環の一翼を担うとともに、 二十一世紀の住み良い環境づくりを推進する。



(1) 事業計画

事業認可年月日 昭和23年12月15日

着工年月日 昭和23年 4月 1日

完工年月日 平成33年 3月31日

排 除 方 式 合流式、分流式

(平16.3.31現在)

	区		分	基本計画 (A)	実 施 済 (B)	進捗率(B)/(A) (%)	
			処理面積(ha)	12, 280	表 加 (B) 8,875	72.3	
			処理人口(人)	706, 000	534, 642	75.7	
			汚水ポンプ場(ヵ所)	34	30	52.4	
			雨水 " (")	21	8	46. 2	
総	事	業	業	終末処理場	5	4	80.0
			事業費(千円)	628, 141, 300	350, 621, 093	55. 8	
			国庫補助(")	214, 716, 000	114, 065, 423	53. 1	
			県費補助(〃)	0	0	0	
			市費その他 (")	44, 326, 200	33, 822, 700	76.3	
			市 債(")	369, 099, 100	202, 732, 970	54.9	
			処理面積(ha)	1,535	1,344	87. 6	
ф	部 処 理 区	処 理 人 口(人)	92,600	83,018	89. 7		
17-	마 전 션	12	汚水ポンプ場(ヵ所)	5	4	57. 1	
			雨水 " (")	6	5	100	
	東部処理区	処理面積(ha)	4, 348	3, 556	81.8		
		E.E	処理人口(人)	301,500	242, 431	80. 4	
束		汚水ポンプ場(ヵ所)	15	14	89. 5		
			雨水 " (")	5	1	_	
			処理面積(ha)	1,862	1,381	74. 2	
			処理人口(人)	93, 400	74, 892	80.2	
南	部 処 理	X	汚水ポンプ場(ヵ所)	6	6	66. 7	
			雨水 " (")	3	1	_	
			処理面積(ha)	2, 108	683	32.4	
			処理人口(人)	80, 600	38, 364	47. 6	
西	部 処 理	K	汚水ポンプ場(ヵ所)	4	2	11.1	
			雨水 " (")	7	1	_	
			処理面積(ha)	2, 346	1,911	81.5	
			処理人口(人)	132, 500	95, 937	72.4	
北部	部流域関連処.	理区	汚水ポンプ場(ヵ所)	4	4	50.0	
			雨水 " (")	0	0	_	
	·		処理面積(ha)			_	
			処理人口(人)	5, 400	_	_	
河	内 処 理	区	だれポンプ場 (カ所)	5, 400			
						_	
			雨水 " (")				

行政区域人口に対	する普及3	Z			(平	16.	3.31±	現在)
行政区域人口	処 理	人		推	及	率	(%)	
656, 969	534	642			81	. 4		

(2) 下水道使用料

平成13年 3月30日改正 平成13年 5月 1日から施行

汚水の種類		使 用 料	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	基本料金	10㎡まで	800円
一般家庭用及び営業用 汚水(公衆浴場用及び 水道水以外の水の使用		10㎡を超え20㎡まで	90FJ
		20㎡を超え50㎡まで	115円
	従量料金 (1 m ⁱ につき)	50㎡を超え200㎡まで	165円
による一般家庭用汚水 を除く。)		200㎡を超え500㎡まで	200[7]
C100 (6)		500㎡を超え2,000㎡まで	250[4]
		2,000㎡を超える分	300円
公衆浴場用汚水	1 ㎡につき		10円
水道水以外の水の使用 による一般家庭用汚水	1世帯につき		1, 300円

- (注) 1
- 料金は、1月につき汚水の種類及び量に応じ、上記料金表に定めるところにより算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。 公衆浴場用汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう。

徴収方法 水道水……水道局へ徴収委託(15年度委託料 473,925,037円)

井戸水……納付制·口座振替制

(3) 受益者負担金

昭和50年12月19日条例公布 昭和51年 8月 1日賦課開始

受益者の負担金額

負担区域総面積×0.8

× 賦課区域内の受益者の土地面積

单位負担金額

1 ㎡当たり 200円

徴 収 方 法 原則として一括納付、ただし、受益者が分割納付を申し出た場合は、3年間の12回分割

(4) 水洗便所普及状況及び貸付金

種 別 年 度	処理可能人口	処理戸数(世帯)	水 洗 便 所 設 置 戸 数	水洗便所人口	普 及	率(%)
11	482, 427	193, 386	146, 163	448, 655		
12	495, 380	201,374	150, 201	460, 703		
13	519, 768	213,019	154,097	483, 384		
14	526, 666	203, 417	192, 556	495,066		
15	537,097	210,353	199, 652	509,705		94.9

貸付金額

くみ取り式便所1カ所又は、浄化槽廃止1基

につき330,000円以内

貸付期間

30カ月

返還方法

無利子、30カ月以内の月賦均等償還

貸付条件

- ·市内居住者
- ・返済能力のあるもの
- ・市税及び受益者負担金を滞納していないもの
- ·保証人1人

貸付金(昭43.1貸付開始)

與自犯 (四年6.1與自) 75年									
種 別年 度	貸付箇所数	金 額(千円)							
昭42~平11	47,886	7,025,901							
12	387	80,177							
13	522	114, 979							
14	684	145,823							
15	170	100, 480							
ät	49, 949	7, 467, 360							

(5)終末処理場

種 別 処理場名	計画処理面積(ha)	計画処理人口(人)	現有処理能力 (㎡/日)	処理方式
中部浄化センター	1,535.00	92,600	109, 500	標準活性汚泥法
東部浄化センター	1, 348.00	301,500	141, 400	"
南部浄化センター	1,862.00	93, 400	31,500	"
西部浄化センター	2,108.00	80,600	18, 300	,,
河内浄化センター	81.00	5, 400	_	"

名 称 中部浄化センター

所 在 地 蓮台寺5丁目7番2号

建 設 年 月 昭和 3 9.9~(昭和 4 3.1.6運転開始)

建 設 費 総額 20,186,867千円

名 称 南部浄化センター

所 在 地 元三町4丁目1番1号

建 設 年 月 昭和 5 6 . 4 ~ (昭和 6 2 . 4 . 1 運転開始)

建 設 費 総額 23,663,907千円

東部浄化センター

秋津町秋田536番地

昭和45.8~(昭和47.12.1運転開始)

総額 33,109,719千円

西部浄化センター

沖新町4944番地3

平成2.4~(平成14.3.31運転開始)

総額 18,909,017千円

(6) 雨水幹線

雨 水 幹 線 名	F	水路	名	延長 (m)	排水面積(ha)	備考	
坪井川下流雨水4号幹彩	1 65		橋	779	159	昭和33~35年度	事業完了
坪井川中流雨水4号幹級	13	井芹	Ш	918	41	昭和35~37年度	"
坪井川中流雨水5号及び6号幹網	春		Б	1,317	63	昭和34~37年度	"
健軍川雨水26号幹系	も 帯		山	1,474	76	昭和39~41年度	"
無田川雨水1号及び2号幹紀	! !!!	l	水	1,370	41	昭和42~46年度	"
井芹川雨水36号幹系	段		ılı	467	38	昭和45~48年度	"
白川左岸雨水12号幹線	新	r rþi	部	668	43	昭和46~48年度	"
井 芹 川 雨 水 28号 幹 絹	ŧ Ц.	ı /	下	1,058	57	昭和48~56年度	"
江津湖左岸雨水7号幹線	潜]	東	983	77	昭和47~56年度	"
江津湖左岸雨水1号幹線	科	(津	3,868	313	昭和38~41年度 昭和50~56年度	n
白川右岸雨水6号及び7号幹総	道	 į	EH	2,068	95	昭和55~平成5年度	"
健軍川雨水19号幹系	月		出	1,992	81	昭和55~平成4年度	"
井芹川雨水25号幹糸	ŧ 1	熊	本	685	110	昭和57~平成元年度	"

(7)共同排水設備助成金

公共下水道処理区域内で管きょが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の3分 の2以内を助成するもの。

ア条件

- ・私道に所有者が異なる家屋が2つ以上接していること
- ・共同排水設備工事完了後、速やかに水洗便所に改造すること
- ・土地所有者が共同排水設備の設置に同意していること
- ・市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと
- ・布設された管きょの維持管理は申請者の負担で行うこと

イ 助成状況(昭和47年度助成開始)

種 別 年 度	申請件数(件)	助成金額(円)
昭47~平10	1,917	702, 210, 700
11	40	16,018,000
12	41	20, 218, 400
13	28	13, 795, 100
14	17	5, 556, 110
15	12	3,606,000

(8) 下水道技術センター

名 称 財団法人 熊本市下水道技術センター

設立年月日

平成4年4月1日

的 Ħ

熊本市におけるより効率的な下水道事業を推進するため、広く市民に対して下水道への理解 と協力を得ることにより、下水道の早期整備と普及及び適切な維持管理を行い、健康で快適 な都市づくりに寄与することを目的とする。

事 業

- ・下水道技術の調査及び研究に関する事業
- ・下水道に係る知識の普及及び啓発に関する事業
- ・下水道技術者の養成に関する事業
- ・下水道使用者への水質保全指導に関する事業
- ・排水設備の整備促進業務の受託に関する事業
- ・公共下水道及び関連施設の維持管理業務の受託に関する事業
- ・公共下水道施設の調査及び設計業務の受託に関する事業
- ・その他センターの目的を達成するために必要な事業

事務所の所在地

花畑町3番1号 花畑別館1F

基本財産

50,000千円

平成15年度予算 348,464千円

河川

熊本市は、昭和28年に白川大水害を経験しており、これを契機に国・県において白川・坪井川等の主要河川の本格的な改修事業に着手し改修が進められてきた。

坪井川においては、平成11年に坪井川遊水池が完成し、河道改修とともに治水安全度の向上が図られている。 白川においては、八城橋から竜神橋間の10.5 kmを「白川緊急対策特定区間」として、平成15年度から平成24年度の10年間を目処に堤防の整備や橋梁の改築等が進められている。

加勢川は、昭和63年に「特定緊急河川」の指定を受け改修が進められ、平成8年には「ふるさとの川整備河川」 の指定を受け、地域づくりと河川改修が一体となった河川整備が進められており、平成11年には、六間堰の改築 が完了し、流下能力の向上が図られている。

本市においても市街地の拡大とともに浸水被害が多発していた健軍川・藻器堀川・万石川・兎谷川・麹川・鶯川など被災頻度の高い流域をもつ河川を昭和47年より「都市基盤河川改修事業」として改修を進め、万石川・兎谷川は既に事業を完了している。また、天明新川・谷尾崎川についても「準用河川改修事業」として鋭意改修を進めている。

- 浸水解消対策としては、特に緊急を要する浸水被害地区について排水機場等の設置を行い、浸水被害の軽減を図っている。

さらに、流域からの雨水の流出量を減らすために、雨水浸透桝設置助成や開発行為等において雨水流出抑制指導 を実施している。

このように本市の治水行政は、国・県管理河川の改修促進を図りながら、自然環境を生かした河道改修を基本とし、内水対策や雨水流出抑制に努めながら総合的に治水対策を進めている。

(1)都市基盤河川整備

一級河川及び二級河川で、都市型水害の増大に対処するため、地域に密着した行政主体である市が事業主体となって、河川の改修工事を実施している。

(2) 準用河川整備

地域の生活に密着した小河川である準用河川において、河川の氾濫を防止し地域の生活基盤を確保するため、河 川管理者である市が河川の改修を実施している。

(3)浸水(内水)解消対策

洪水時の河川水位上昇により、自然排水ができない地域の浸水解消を図るため、排水機場等の設置を行っている。

(4)雨水流出抑制対策

市街地周辺部では、急速な都市化に伴い、雨水流出量が増加する「都市型水害」が局地的に発生している。この ため、開発行為等においては、雨水の流出を抑制するための調整池、透水性舗装、浸透桝等の設置を指導している。 また、本市が指定した雨水浸透桝を家庭に設置する場合には、設置費用を補助し浸透桝の普及に努めている。

雨水浸透桝の目的及び設置状況

大雨時、下水道や河川への急激な雨水流入の防止と、地下水保全を目的とした雨水浸透桝の設置を推進するために行うもの。補助金の金額は本市の設計単価に基づくものとし200,000円を限度額とする。

(平16.3.31現在)

1	1	1	2	I	3	1	4	1	5 :	i.	+
件数	個 数			件数		件 数		件数			個 数
52	285	31	135			49	1	1	221	242	1,089

(5) ふるさとの川整備事業

一級河川加勢川水系において、河川本来の事前環境の保全・創出や歴史的景観等周辺環境との調和を図りつつ、 沿線自治体の地域整備と河川管理者が行う河川改修を流域住民の意見を取り入れながら進めている。

市域の主要河川状況

水系	河川名	級別	流域面積 (kmi)	計画高水 流量 (m³/S)	河川区間 延長(km)	改 修 着手年	摘 要
白川	е п	1級	180	3,000	63.2	昭31	国土交通省管理(直轄区間17.3km)
and the second second second second	緑川	1級	1,100	4.200	71.3	" 37	国土交通省管理(直轄区間30.8km)
	加勢川	1級	240.6	1,100	20.9	<i>"</i> 37	国上交通省管理(直轄区間11.5km)
	無田川	1級	0.9	19	2.3		県管理
	木部川	1級	20.4	48. 2	4.9	平 4	//
	天明新川	1級	17.7	120	11.6	昭54	"
	大明柳川	準用	11.1	40	2.5	平元	市管理・準用河川改修事業
	高良川	1級	1.9		1.5		県管理
緑川	内田川	1級	6.5	50	4.2	昭350	"
旅 川	矢形川	1級	34.9	110	13.7	<i>"</i> 48	"
	木山川	1級	119.2	660	16.5	<i>"</i> 62	"
	秋津川	1級	23.3	240	6. 2	" 44	"
	舊 川	1級	2.8	32	1.3	平 7	県管理、市維持管理・都市基盤河川改修事業
	健軍川	1級	14.6	190	6.8	昭47	"
	藻器堀川 (本 川)	1級	2.8	55	3.8	" 63	"
	藻器堀川 (放水路)	1級	5.3	95	4. 3	# 47	n
	坪井川	2級	141.7	560	22.6	<i>"</i> 33	県管理
	井芹川	2級	57.1	360	14.5	<i>"</i> 39	ıı .
	堀 川	2級	42.7	120	18.8	" 53	"
	西浦川	2級	4.8		2.5		II
	西谷川	2級	7.5		3.6		"
坪井川	立福寺川	2級	5.3		1.3		"
	万石川	2級	1.9	75	0.7	昭48	県管理、市維持管理・改修済
	兎 谷 川	2級	1.7	35	0.8	<i>"</i> 48	"
	翅川	2級	3.1	59	1.7	<i>"</i> 51	" · 都市基盤河川改修事業
	谷尾崎川	準用	2.3	40	1	<i>"</i> 53	市管理・準用河川改修事業
	前川	準用	1.8	30	0.8		市管理
	河内川	2級	16.8	55	7		県管理
単 独	千間江湖川	2級	2. 2	15	5.0	B340	"
	除 川	2級	5.9	40	3.1	" 42	"

[※] 市域には上記の法河川指定(区間)以外の普通河川が68河川あり、そのうち33河川に砂防指定が なされている。

入札・契約制度の改善については、これまで条件付一般競争入札、公募型指名競争入札の導入、年間発注予定工事・予 定価格等各種情報を公表し、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。さらに本年 度は、平成14年10月から競争性向上の観点より試行導入し、郵便入札で行っている工事希望型指名競争入札について、 その対象範囲を拡大し電子入札導入に向けた検討を進めるとともに、電子入札の基本計画を策定して行く。

(1) 指名競争入札有資格者(平成16年度)

	II. IF	委託その他
県内業者(社)	2,640	589
県外業者(社)	2,158	1,035
ä	4, 798	1,624

(2)契約件数及び金額(平成16年度)

	件 数	企 額
工事請負契約(件)	946	24, 230, 458
委託契約(件)	223	1,353,980
保守点検	9.1	79, 783
ät	1,263	25, 664, 221

(3) 契約額及び件数・業者別集計表

(単位 千円)

tr: ch:	土木工	ļi	建築工具	k	電気工	ļi
年度 —	契 約 額	件数	契約額	件数	契約額	件 数
13	13, 151, 417	412	7, 813, 581	134	2, 658, 750	90
14	11, 276, 194	361	4, 811, 955	119	1, 290, 190	81
15	8, 362, 483	322	8, 301, 222	78	2,046,064	64
tr ite	管 工 事		舖 装 工 🤻	jī.	造園工)t
年度 —	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
13	1, 515, 068	105	1, 126, 852	75	1,097,335	132
14	1, 416, 720	99	937, 704	56	808, 986	144
15	1,038,729	72	782, 400	72	914, 868	136
te de	その他工事		業務委訂	£	保守点検	
年度 —	契 約 額	件数	契約額	件 数	契約額	件 数
13	5, 784, 920	234	1,889,310	229		i !
14	4, 293, 296	192	1, 333, 893	215	31,971	46
15	2, 784, 693	202	1, 353, 979	223	79, 783	94
transter.	合 音	f				
年度	契 約 額	件数				
13	35, 037, 233	1,411				
14	26, 200, 909	1,313				

9 公共用地取得事業

(1) 用地取得

熊本市は、公共の福祉や住みよいまちづくりの推進のために様々な公共事業を行っているが、そのために必要な用地の取得も行っている。

公共用地の取得にあたっては、土地(用地)だけでなく、建物等の物件の移転等も必要となる。市民の財産を公共の用に供するためには、憲法29条3項で定められた「正当な補償」が義務付けられており、適正な補償により用地を取得しなければならない。

よって、熊本市は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年6月29日閣議決定)に基づき、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」を定め、公平かつ適正な補償を行っている。加えて、熊本市用地事務取扱要綱等用地取得マニュアルの改正等をおこない、適正な用地事務の執行を図り、公共用地取得の公正、透明性をより一層高めることに努めている。

また、土地収用法の適用に関する方針を定め、都市基盤施設整備の前提となる公共用地の取得を円滑化するための土地収用制度を適切に活用し、公共事業の事業推進を図っている。

用地取得担当課については平成13年4月の機構改革に伴い、建設局に用地第一課、用地第二課、用地調整室が設置され、用地取得業務については用地第一課、用地第二課が行っている。また、用地調整室は、補償基準に基づく適正な補償を行うための用地補償の指導及び総合調整を行っている。

(2)補償金算定

補償金の算定については、次のとおり行っている。

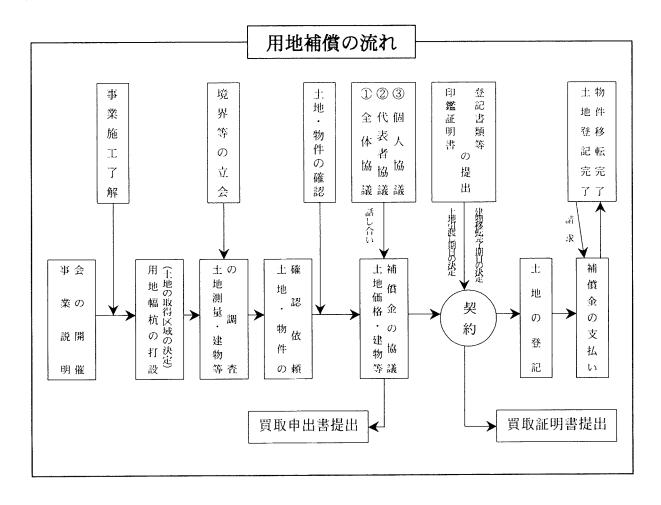
- ・土地の補償・・・土地価格の算定にあたっては、周辺の土地の正常な取引事例や地価公示価格等を調査し、さら に不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を参考に、正常な価格で補償している。
- ・建物の補償・・・土地と建物の位置関係、事業の計画線と建物の位置関係により、移転工法を認定し適正な補償 額を算定して補償している。

(3)契約

本市の用地取得は任意取得を基本として行っており、各権利者への十分な説明と協議により契約している。

なお、公共事業のための用地取得にかかる補償金には、一般の売買とは違い、税金の軽減措置が受けられる特別の制度がある。(一部適用されない場合もある。)

(4) 用地補償の流れ



10 市 営 住 宅

本市では、熊本市総合計画に基づいて総合的な住宅行政を推進するため、熊本市住宅マスタープランを策定し、まち づくりと一体となった住環境の整備に取り組んでいる。

市営住宅の供給においては「しあわせを実感できる住まい・まちづくり」をめざして、バリアフリー化の推進ととも にハーフメイド住宅の供給事業など、高齢者や障害者への配慮はもとより、多様化する市民のニーズに対応すべく、公 営住宅の新たな建設や建替とともに安全で快適な住宅・住環境の整備に取り組んでいる。

(1) 住宅供給実績

(単位 戸)

区分	公営	注笔	特定優良賃貸住宅	合 計
年 度	新 規	建一替	借上げ	LT tīl
2		390		390
3		389		389
4	178	276	50	504
5	152	301	50	503
6	286	164	34	184
7		285	24	309
8	289	111	7-1	474
9		180	82	262
10	161	69	57	287
11	140	153	7-1	367
12	190	87	30	307
13	70	174		244
14	108	79		187
15		98	:	98
2~15	1, 574	2, 756	475	4, 805

⁽注) 公営住宅は着手ベース、特定優良賃貸住宅は認定ベース

(2) 住宅管理状況

ア 目的別内訳

年度種別	一般	身障	低家賃	老人	母子	高齢・障害 者等優先	改良	引揚	特公賃・ 特優賃	その他	合 計
昭21~平10	7, 662	165	181	322	100	1,746	613	6	235		11,030
11	100	8		56		16			57		237
12	175	7		27		57			107		373
13	191	11		33	5	17			49		306
14	181	4		70	7	39			30	40	371
15	147	8		30	7	28				29	249
16	152	4			6	25					187
合 計	8,608	207	181	538	125	1,928	613	6	478	69	12, 753

(注)年度は管理開始年度を示す 平成16年度については4月1日現在

イ 構造別内訳

木 造 中層耐火	高層耐火	:	準耐平屋		準耐二・三階	耐火二階	台 計
155 10,161	1.947	i	172	:	303	15	12, 753

(3)	団地別管理戸数	状況											(平)	6.4.1現在)
No	团 地 名	所 化 地	管理開始 年 度	- 40H	φ (i)	机家组:	老人	講·院 者優先	n ra	k A	特別貨 特別貨	61 B	frut	人居者負担額
	大江	大江!丁1115	\$59	. 14	;	• • •		6						22,000~38,100
2	2001	渡鹿4丁H17・7丁H3	 H5	43				21				 	61	23, 300~77, 200
3	が内	段山本町3	\$31	i.						;				
	179:	管原町2・8	S33 ~ 36	66				24						14, 200~47, 000
5	本推	本在5丁H15	S37~38	36	+	:		12			la		48	
6	川鶴	大江1丁1135	S48									: • · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	80	
1-7	YFI II	新期4.1.116	S 13	:	:	24				-			24	
8	Aili	本加工田	\$31							30			30	5,000~8,000
9	南熊本	南熊本1丁目9	\$53	21 :		<u> </u>	- +		- :				21	18, 300~40, 200
10	本往東	本担2 17116	S53	61					i -			:	61	18,600~33,400
11	本木		\$54							42			42	14,000
12		琴平本町4	\$54	66	6	20	5	19	5	!			121	18,600~33,400
13	九品寺第一	九品 等5 F I I i 0	\$55	50									50	19,500~31,500
14	九品寺第二	九品 55 [1114	S55 - S60	90	•								90	19,500~40,800
15	琴平第二	琴平2丁[13	H1	48				:6					64	22,100~45,200
16	古川町シティハウス		H6	18					i				18	24,600~71,900
17	ieus:	存竹町春竹506	H7	31									31	27,600~60,600
18	橋出	本批判769	117	24			5	3					32	26,100~57,400
19	サンライズ国府	国际 3 1 1127	119	1 - 1		-					24		24	63,300~65,840
20	世安	世安町52	1110	99	2			8				İ	109	23,900~71.400
21	ベルス北口	出水6 F F 128	HH						:		57		57	64,400~67,120
22	塩尼一番館	幼町211111	. 1112								25		25	65,900~76.080
23	エスポワールしらかわ	吳服2 [115	H12								27		27	66,900~71,520
24	エコウイング21	組屋町171117	H13						İ		24	ļ	24	61,000~68,600
25	黑髮	黑髮4丁目6	H12	35	1								36	23,100~65,900
26	池田上の原	池田2丁1125・51~54	H16	34				9					43	17,600~66,700
27	6.850	池田2丁日55~57	\$31	32									32	1,500~5,500
28	山下 (建替中)	池田2 丁1137												
29	Jili	请水方石4丁117	118	44	2		4	10					. 60	27,200~63,000
30	他用	清水亀井町33・37	119	36	1			17	i		:		54	24,000~66,400
31	井場フド	池田2丁日26~31	S37~38	43		10	_	l	5				58	3,400~8,500
32	堂ノ前	配用6 1 114	537	56									56	3,900~6,500
33	字留毛	無疑617日1-7	S45~46							80		i	80	2, 200
34	高平	高平2丁目 8	S39~41	150				2.4					174	8,800~13,900
35	新地	清水新地 5丁目・7丁目	\$47~115	824	37	24	70	169	4			ļ	1, 128	10,800~70,400
36	Ѩ	福1~5 111	S45~II16	953	25	22	148	245	19		!		1,412	9,100~76,400
37	武威ケ丘	武蔵ケ丘3丁目17	S49~50	64				16			ļ		80	
38	大策	大策5丁目5	S56	120				30			<u> </u>	ļ	150	19,100~39,500
39	上ノ第	武蔵ケ丘7丁112・5	S58	81	01		6	13	9 !			ļ	119	20,600~42,700
40	補第	棚7 1111	\$63~III	120				30				ļ <u>.</u>	150	21,800~41,200
41	四方寄	四方寄町1056	\$45~47	51							ļ	ļ	51	5, 200~8, 400
42	鹿子木	鹿子木町132	118	94			- 8	30				ļ · · ·	132	22,900~65,700
43	ヴュルドミール清水	清水町新地795	- 1110	ļ ļ					<u> </u>		34	<u>. </u>	34	58,100~61,480
44	/ 1前第二	龍田町/号削715	1110	45	2			6			<u> </u>		53	24,500~72,500
45	下現川	下规则1671	1110	45	²			- 6			ļ	 	53	24,500~72,600
46	ガ石南	請水方石1丁[1]・4	1110	46	1		3	19			90		69	23,700~68,800
47	コーポムサシ	龍田町・青削720	HH					10	-		30		30	50,000~65,000 20,700~39,200
48	帯山	帯山1 11137	\$60	14			7.0	12			i		56	20, 700~39, 200 23, 300~70, 700
49	出水	水前寺公園16	117~8	84		-	70	6					160	25, 300~70, 100 25, 000~70, 200
50	北北:	上南部3 [] [] []	H12	16	2	-	9	12		156		.		
51	岩葉	若葉2丁H11	S38~41				-			159		<u> </u>	159	8,000~13,200 8,000~13,200
52	※第	梁町2	S39~41							96			ļ ·	8,000~13,200 8,000
53	· 栄第	行業3丁目5	S42	-						66			66 443	8,000 9,800~73,700
54	a Elak	西原2 月117・3 月112	\$43~H6	341	<u>-</u>		21	76				:	210	12,000~22,400
55	· 東町	東町2 1 112	\$49 	168		!		42 28					128	14, 400~29, 900
56	東本町 元元	東本町8	\$50~53	100				 ;	· :			·	300	14, 400~28, 600
57	· 旅館	長額南3丁1110	\$51~52	216	6	14	5	54	5		!		-	
58	長衛西	長衛西口[116	551	48				12					60	18,500~24,300

No ;	団 地 名	所 在 地	管理開始 年 度	假事	Ø 15	低家員	ど 人	程: 藩 者優先	府 广改	10 特別 10 特別 10 特別 10 特別 10 特別 10 特別 11 特別 11 特別 11 特別 12 特別	引揚	そのル	ðit j	大居者負担額
59 I			844~57	85				25		60		107	190	4,200~39,700
60	新報部	新南部2 丁111	558	79	6		6	3	6		: :	-	50	20, 800 ~ 42, 600
61	F (\$2)	戸島西1 丁田34・5 丁田2	S58	108		:		27		- 1	- †		135	21,000~40,200
62		JE / E:2 JT124	\$59	29	. :	:		9	j				38	21,000~41,800
63	Figas	下南部2丁目5	S59~60	221	7			49	5		1		288	21,700~37,700
64	佐土原	投町 [\$60	32	6		6	5	6				55	21,000~43,500
65	東町桜	東町4丁丁19	S60~61	158	3		5	32	2		1	-	200	21,100~46,100
66	- ли	/1:116 1°114	S61~62	150	3		5	35	2	1	1		195	22,500~49,300
67	桜北	東町4丁114	862	10	:		-	i 0					50	22,900~40,800
68	灰塚	尾ノE3丁H13・14	862	52				13	i	i		İ	65	21,600~40,500
69	秋沪	秋沪町秋田3298	\$63∼H/C	208	6 !		6	76	6	·		-	302	17,700~48,900
70	長嶺東	長嶺南7丁目1	117	40	†		8	2		-			50	27,400~62,900
71	出水 (特公)	水前寺公園16	117							3			3	58,000~76,000
72	Manage :	新南部5 [] [] 3	118	38	2		6	4	i				50	28,300~64,300
73	タウンハウス御飯	御食(3丁1115	118		·- •					34			34	62,600~67,120
7.1	лим	F11116 1 1 1 1 2	118	36				18				- 1	54	29,700~66,800
75	コンコース長嶺	長嶺東6丁目27	H10			i				22			22	57,000~59,200
76	小山	/5411# 762 5	H10	48				16				1	64	32,500~67,000
77	レスポワールMIWA	健年3 1 [150	H10							18			18	65,000~68,400
78	オーシャンヴイレツチ新南部	新南部2丁117	H12							30		i	30	66,600~71,520
79	タウンハウス東	上南部3丁目4	H12							25			25	57,000~59,200
80	サンフラワーコーポ尾ノ上	尾ノ上2丁目14	H13	LI						25			25	62,000~65,600
81	野越	南高红4丁目1	S50~53	352	18	38	17	86	9				520	13,600~31,200
82.	八幡	八幡9丁日3・6	S52~53	102				28	<u> </u>			. i	130	15, 100~30, 800
83	循田	良町2丁目5	\$54~55	48				12					60	17, 200~35, 600
84	掛林	H & CT E14	\$55	44				l l				ĺ	55	17,800~36,300
85	栗の内	11411H6	\$55	136	6	9	6	34	9			į	200	18,000~32,600
86	Tin	Pf1113 1 11111	\$57	118	7		2	21	2			_	150	19,000~40,200
87	萩原	萩原町9	S56~57	50	‡								50	19,700~40,200
88	HGQ	314中1817 1°1.16	\$56	60				18				_	78	19,100~41,900
89	上ノ郷	1: ノ郷町2 [[] 10 - 11	S58	59	!			17	<u> </u> -		ļļ	ļ	76	20,700~39,600
90	城市	南高江7丁目9	\$58	28				11			i		39	21,000~31,800
91	H &	南高江1丁目6	\$60	72		;		18	<u> </u>		-	_	90	22,000~40,900
92	海場	薄場21117・9~11	S61~62	84	4		6	22					116	18,100~59,200
93	线班	线塔町957	S38	8	<u>;</u>					_		-	8	3,900~7,900
94	奥古閑	奥古閑町4345	S38	12								4	12	4,500~6,600
95	平成ウッディヴィラ	平成1丁目1・2・17	H5	l <u>-</u>				 		50	-		50	66, 400~68, 320
96	上河原 	上河原町172 3/4世2/1744/5 - 19 - 10	115	24				12			-+		36	26,800~58,900
97	サンビレッジ平成	平成2丁目16・18・19	H7	70				-		50	+ }	-	50	65, 300~70, 760
98	A at a state of the state of th	合志1手目4	H7	72	2		9	6				-	89	20,400~66,100
100	南部中央	八幡61日9	H12~16	20	2		18	10			\vdash	-	50	25,100~71,000
100	(*in秦 3年即j	自藤3丁目4 近見8丁目12	H12~16	185	10		46	53 15	8		-		210	23, 600~72, 100 25, 400~74, 200
102	後國上の原	在國5丁F146	118	38	†		4	ł			-		210	24, 300~69, 900
102	作品 1:03所	花園5 J 1146 花園6 J 1118・19・22~24・33		144				66			╁╌┟		210	24, 300~69, 900 21, 700~74, 400
103	石神(建替中)	記載6 1 1118・19・22~24・38	02 - 11	199	<u> </u>			00			-		410	
104	Siks	高橋町269	\$25	 				 			6	+	6	400~5,900
105	流化	島457 J [18 - 12 - 14	H15	44				- 1		ļ	+*+	+	55	19,900~71,400
107	14H	城山半田町17	H14	55				29	3	i	† †		87	18,900~70,400
108	団子原	島崎5 [[] 25	\$54~55	44				22			+-+		66	16,800~39,200
109	小结	小島下町531	\$58	18	·i			12				‡	60	20, 300~46, 800
110	池上:	池上町524	\$63	124		:	7	L }		<u>-</u>	H		170	19,000~46,900
111	比代	城山 上代町821	Hac	114			5	20	6			-	150	22,100~43,600
112	非 带	花園2丁1114 · 5丁111	112	90	5	i	 5	14			- 1		120	23,100~49,800
113	温泉	河内町船沖3193	112	22				9 !		2	i i	+	31	26,700~74,700
114	LOM:	上高橋町121	H4~6	209			· · · - 6	15		:	+		234	26,700~72,700
115	大塔	城山大塘町138	H5	18		- •	⁻ . 5	-			: :			26,100~57,200
116	- 春日	春日4 11119	H15					<u>.</u>	}	<u>2</u>		69.	69	24,400~70,300
Gal	·····			8, 608	207	181	538	1,928	125	613, 478	: :			
				<u> </u>								- 1	- 1	

(4) 住宅使用料

ア 入居者の収入基準及び収入超過者の家賃

(単位 円)

区	分	収	入基準				
	般	200	,000 円以下				
裁	量	268	5,000 円以下				
			der 7 /\ 64-	政令	月収	率	
			収入分位	下限値	上限値	T 442	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	過者の家賃	the First in Contains of the C	25.0~32.5%	200,001	238, 000	1/7	
		傍同種の住宅の家賃)− (本来家賃)〕 は定される率)	32.5~40.0%	238, 001	268,000	1/4	
			40.0~50.0%	268,001	322,000	1/2	
			50.0~	322,001		1	

⁽注) 改良住宅及び特定優良賃貸住宅を除く

イ 収納状況

(平成15年度)

			区	分	調	定	額	収	入	済	額	未	収	額	収	納	率
種別							(円)	i i			(円)			(円)			(%)
	般	住	宅			2, 872,	719,640		2,67	1,23	7,970		201,	481,670			92.99
特	定	日	的			245,	839,900	i	23	1,22	7,500		14,	612,400			94.06
改	良	住	- 宅			61,	308,600		5	7, 13	4,200		4,	174, 400			93.19
優	良	賃	貸			312,	779,370		30	1,88	7, 150		10,	892, 220			96.52
		 		-		3, 492,	647,510		3, 26	1,48	6,820		231,	160,690			93.38
過	'n	Ŧ	度	T		583,	332, 382		14	9, 22	7, 248		434,	, 105, 134			25. 58
合			計			4,075,	979, 892		3, 41	0, 71	4,068		665,	, 265, 824			83.68

住宅使用料の収納率向上のため、昭和61年度より徴収員を雇い収納率アップにつとめている。(10名) また悪質な滞納者に対しては法的措置(支払命令・明渡訴訟等)をとっている。

(5) 住宅協会

名 称 財団法人 熊本市住宅協会

設立年月日 昭和31年7月5日

目 的 住宅協会は、市内の住宅困窮者に対して必要な住宅を建設供給し、住宅不足の緩和に努め 生活の向上発展に貢献することを目的とする

事 業 住宅及び附属施設の建設並びに賃貸、分譲 住宅等の建設に必要な土地の取得、造成、分譲 市営住宅の管理に関する事務の受託 その他必要と認められる事業

役 員 理事長 副市長 副理事長 建設局長 常務理事 建築住宅部長 理 事 都市整備局長、財務部長、計画部長、開発部長、下水道部長、道路部長 監 事 会計室長、総務部長

基 本 金 1,000千円(市出資金)

事業実施状況 市営住宅の管理受託業務、賃貸住宅の管理(管理戸数192戸) 賃貸店舗の管理(1店舗)

11 道 路

(1) 市域内道路

(平16.4.1現在)

£	種 別		舖	45	ž	道	砂	;	利	道		r.	it		舗装率			率
12	¥. /.	ויני	延長	(m)	面積	(m²)	延長	(m)	面積	(m²)	延長	(m)	面積	(m²)	延長	(%)	面積	(%)
		道	6	37, 787				0				67, 787				100.00		
	国の管理	¥	3	38, 895				0				38, 895				100.00		
	県の管理	里	2	28, 892				0				28, 892				100.00		
県		道	24	15, 982				415			2	46, 397				99.83		
	主要地方	道	7	73, 280				0				73, 280			,	100.00		
	一般県主	Ě	17	72, 702				415			1	73, 117				99.76		
īfī		道	2.16	59, 698	9.0	26, 434	25	6, 882	4	41.340	2.4	26,580	9,4	67, 774		89.41		95.34
	道置	烙	2, 15	5,800	8,9	50,570	25	6, 795	4	41,053	2,4	12,595	9, 3	91,623		89.36		95.30
	橋	梨	1	3,898		75.864		87		287		13,985		76, 151		99.38		99.62

(注) 平成15年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積 国県道については平15.4.1現在の数値

(2)市 道

ア 概 要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の中心として要衝的位置にあり、市域内の道路は、国道3号線を縦軸に、57号線を横軸として387号線、266号線、501号線並びに県道33路線が主要幹線道路として放射線状に走っている。

これらを補完して路線数9,687本、実延長2,426,580mの市道が市内を網羅している。

市道の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ほぼ100%舗装されている。また、市道 についても延長率で89.41%、面積率で95.34%と舗装も進んできている。

なお、道路幅員 4 m以上の舗装については、ほぼ 1 0 0 %完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む 4 m未満の道路についても積極的に整備を図っていく。

イ推 移

種別	舗装道		砂利道		計		舗装率		側溝延長	
年度	延長 (m)	面積 (m)	延長(m)	面積 (m²)	延長 (m)	面積 (m)	延長(%)	面積(%)	累計 (m)	
11	2, 093, 347	8, 597, 114	275, 439	462,626	2, 368, 786	9,059,740	88. 37	94.89	2,095,902	
12	2,116,084	8, 270, 141	271,489	457, 487	2, 387, 573	9, 177, 628	88.63	95.02	2, 131, 448	
13	2, 124, 091	8, 766, 718	268, 608	452,616	2, 392, 699	9, 219, 334	88.77	95.09	2, 144, 337	
14	2, 151, 661	8,931,267	261, 491	446, 244	2, 413, 152	9, 377, 511	89.16	95.24	2, 188, 781	
15	2, 169, 698	9,026,434	256, 882	441,340	2, 426, 580	9, 467, 774	89.41	95.34	2, 212, 653	

(注)面積は車道面積

ウ幅員別

種	幅員別	8.5m以上	8.5~6.5	6.5~4.5	1.5~2.5	2.5~1.5	1.5未満	ā†
延	長 (m)	198, 513	214,750	848, 536	910,021	175, 579	65, 196	2, 412, 595
酺	積(m)	2,645,007	1,586,827	4, 594, 363	3, 364, 449	351,232	65, 791	12, 607, 669

(注) 面積は道路部面積、橋梁は除く

エ 市道の認定と廃止

年 度		13			14			15		
区分		本数 (本)	延長(m)	面積 (m)	本数 (本)	延長 (m)	面積(m)	本数 (本)	延長 (m)	面積(m)
認	定	84	12, 430. 5	70, 719. 7	205	34, 475. 0	322, 578. 6	92	17, 419. 2	107, 384. 0
廃	ıĿ	18	6, 140. 6	27, 542. 2	38	11,034.7	39, 245. 9	14	4, 418. 9	14, 831. 3
路線の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
変更	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

才 道路認定基準

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路(以下「認定対象道路」という)は、道路構造令(昭和45年政令第320号)に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

- ① 認定対象道路は、第5号に該当する場合を除き、その一端は常に法第3条に定める道路に接し、他の一端は同法同条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一端の道路は、2.7m以上の幅員を有すること。
- ② 認定対象道路の幅員は、4m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、そ の幅員は、3.6m以上であれば足りるものとする。
- ③ 認定対象道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを12%以下とすることができる。

認定対象道路が階段道路である場合においては、有効幅員2.0m以上で、その形状が緊急の際の避難用通路又は歩行者のための連絡用通路として、通行上の安全に支障がないと認められるものであること。

認定対象道路が袋路道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること。

- ア 公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの。
- イ 道路の延長が、35m以上あるもので、自動車の回転広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用する 概ね5戸以上の集落が存在すること。

力 道路管理状況

業務	年度	11	12	13	14	15
[件	件	件	件	件
	道路境界立会	939	911	854	744	695
	道路境界承認	183	193	182	180	200
般	市道の証明	72	74	53	67	61
を管	道路工事承認(24条)	176	120	185	191	204
理	開発行為の同意	109	89	115	89	141
	道路の認定廃止	213	190	102	243	106
	āt	1,693	1,577	1,491	1,514	1,407
	占用許可申請	1,503	1,576	1,550	1,523	1,611
	(内占用料金が伴う申請)	(3, 934)	(4, 155)	(4, 400)	(4, 367)	(4,073)
r ¹ i	占用料金の徴収	1,906	2,062	1,980	1,976	1,997
用		(312, 782, 358円)	(323, 469, 173円)	(326, 592, 067円)	(329, 818, 843円)	(335,751,323円)
関	道路掘削許可	3,007	3, 101	3, 340	3, 344	3, 263
係	道路交通制限	3,047	3,143	3, 367	3,398	2,763
	ä	9,463	9,882	10, 237	10, 241	9,634

12 土木センター

道路・水路(市街化区域内)の新設改良・維持管理と公園の除草・清掃業務を一元化することにより機動力を高めることで、市民に身近でわかりやすくなるとともに迅速に対応できるようになる等、効率的な維持管理を図るために、 平成14年度から東部土木センター及び西部土木センター(北部・飽田・天明・河内出張所含む)を設置した。

また、私道等については、昭和52年度から私道等整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。(熊本市私道等整備補助金交付規則)

業務内容

- ・道路・橋梁の新設改良及び維持管理
- 道路の交通安全施設工事
- ・道路の舗装打換
- ・私道等の整備補助
- ・水路(市街化区域内)の新設改良及び維持管理
- ・災害復旧事業
- ・公園の除草・清掃業務

私道等の整備補助状況

年 度	件 数	側溝延長(m)	舗装面積(m')	防護柵(m)	補 助 額(千円)
11	117	5, 234. 1	12,953.6	101.0	159, 658
12	120	4, 361.8	23, 786. 7	106.0	139, 936
13	126	3, 815. 0	23, 065. 0	176.0	139, 594
14	100	4, 706. 0	23, 207. 0	181.0	114, 521
15	83	3, 161. 8	19, 797. 0	311.0	107, 903